



月刊 労働千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号 (動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2939 番
(公) 043 (222) 7207 番

97.8.4 No. 4634

申27号交渉
(その2)

結託体制の矛盾にシドロモドロ

人事課長は責任をとれ ②

【前号から続く】

事前通知の人の選の基準は？

組 今回凍結してしまつた事前通知の人はどのような基準で選ばれたのか。

会 基本的には、現区の勤続年数と、今資料が手元にならないのではつきりしとは言えないが四八歳だったか、四九歳だったか、それ以上の高齢者は除くという基準で人選した。

組 勤続年数、高齢者は除くという人選の基準も、異動のたびに全く恣意的に運用されているではないか。

会 いや、現区の勤続年限の永い者と高齢者は除くという基準は基本的な考え方で、この間そのように運用している。

組 勤続千葉や国労の者では、五〇歳以上でも本人の希望にも関係なく異動がかけられているのではないか。また逆に東労組の者は、わずか二年ばかりの勤続で希望の職場に異動できている。言っていることは事実とは違う。

今回の異動でも、千葉から千葉転に事前通知がでている者のなかで、銚子への転勤希望者がいるが、「東労組だから二、三年も千葉転に居れば銚子に帰れるだろう」と言われている。

会 過去のことは今資料がないので何とも言えない。そのときそのとき色々な要素が加味されるということはある。

「人選の基準は変わる」と言われても「凍結解除」というときに、その基準は変わる要素があるとは思えないが、そう考えて良いのか。われわれは、仮に意図的な操作がおこなわれるようなことがあればストライキも辞さない構えである。最も重要なことであり、あやふやなことを言うのではなく、はっきりさせるべきだ。

組 回答のあつた今回の二点の事前通知の人選の基準だが、「凍結解除」というときに、その基準は変わる要素があるとは思えないが、そう考えて良いのか。われわれは、仮に意図的な操作がおこなわれるようなことがあればストライキも辞さない構えである。最も重要なことであり、あやふやなことを言うのではなく、はっきりさせるべきだ。

会 基本的には変わることはないと考えている。先程の二点と、通勤事情を考慮してやったのが今回の基準だ。

指導操縦者の指定はあからさまな組合差別だ！

組 一旦だした事前通知の凍結など、まさに「やっつけてはならないこと」にまで手を染めてしまった」ということだ。われわれは、千葉支社がここまで行き着いてしまつた事態にふまえ、この間の組合差別、不当な労務政策を即刻中止するよう求める。

指導操縦者の指定のあり方などは、会社が幾ら否定しようとも、事実としてあまりにも歴然とした差別である。この間支社が明らかにしたところによれば、管内で七六名、一割強の指導操縦者が指定されているが、事実としてこのな

かに勤労千葉や国労の組合員はひとりも居ない。現在ばかりではない、JRになって以降の十年以上がたつが、勤労千葉・国労の組合員は、この間一名も指定されていない。この事実について支社は何と云うのか。

会 指導操縦者については、勤務成績等を総合的に判断して指定している。

組 そのような言い方をすると、それがうちの組合にとつてはどれほど屈辱的なことか判つて言っているのか。あなたは職場の現実を知つたうえで言っているのか。千葉でも鴨川でもそうだが、線区も把握していない者が、東労組の組合員だというだけで指導操縦者になり、自分で「俺は内房線は全然判らない」と言いながら、カドを見ながら教えていたり、転動したばかりで何も判らない者が東労組にひっくり返つたというだけで指導操縦者に指定されたりしているのが現実だ。

会 …… 勤務成績や色々なことを総合的に勘案しているから、……

現場の実態は全く違う！

現場の実態は全く違う！

組 勤務成績などというが、乗客としてよつちゅうトラブルを起こして問題視されている者や、八回も九回も通過事故を起こしたり、助役の襟首を掴んで暴力行為に及んだりした者が東労組だといだけで指導操縦者になっているのが現実だ。

会 …… 突然そう言われても……

組 支社は、勤労千葉の組合員は総合的に勤務成績が悪いと言っているのか。

会 悪いということではなく、比較的良いと判断した者を指定している。

組 ちよつと待つてほしい。千葉運輸区では、東労組の組合員は、本人が断つた場合は別として、実態としては全部年令の上から順番に指定しているだけではないか。ヘウラヘウラ

憲法改悪！
有事立法！
許すも阻も
8・15

労働者の集

● 8月15日(金)
13時～
● 中野ゼロホール

会 …… そうかなあ。今後のことを考えて、五〇歳以上は除くとかということをやっていると思うが。

組 そんなことを言っているのではない。われわれが主張していることを理解できないのか！

回答は右往左往

会 その辺は、京葉運輸区がどうなっているのか、今資料もないのであやふやには答えられないが、確かに、担当する線区のことを総合的に把握するには、ても必要になる面は否定できないので、そのような面も加味されることはあると思う。

組 担当線区を総合的に把握していることを条件に指定しているのか。さつきも言ったように、転動したばかりで、カードを見なければ運転できないような者を指導操縦者しているのはどういうことか。しかも、そうならば、動労千葉や国労の組合員は経験年数が永くても、誰が見ても知識や勤務成績等で優れている者も全て排除されているのはどういうことだ。

会 ……

組 ほんとうに、複雑な担当線区の状態を総合的に把握するためには、経験年数が必要だと思っているならば、どうして「勤務成績等を総合的に判断して」などという回答になるのか。運転線区を総合的に把握していること等の技術力

の面は指導操縦者にとつては絶対的条件のはずだ。仮にその他の条件が加味されるとしても、それはプラスαの要素でしかない。それなのに何で回答には、技術力やそれに必要な経験年数など最も重要な面がそっくり抜けてしまっているのか。

会 …… 勤務成績と書いたなかには、そういうことも含むと考えている。運輸省でも「三年以上の実務経験」という基準になっているので…

強制配転者を戻せ！予科生を士職に登用せよ！

組 現場ではこんなメチャクチャな状態が続き、促成栽培の運転士がどんどん養成されている状況のなかで、他方動労千葉の組合員は、運転士が配転されたまままた回しされ続け、十年以上前に士職の資格をとっている者が未だ運転士に発令されないでいる。あまりに異常なことだ。

先の地労委の真保前輸送課長の証言でも、「運転士試験は、国家資格であり、受ける側も会社側も重大なものとして受けとめている。それに比べると車掌試験などは軽微なものに過ぎない」という趣旨の証言をしているが、だとしたら、何故それだけ重大な資格をもっているものを十年以上上にわたって放置し続けているのか。

会 …… それは任用の基準に基づいてやっている。

組 この問題については、地労委命令もだされ、会社側に不当労働行為が認定されていることだ。十年以上こんなことを続けるなど、もはやこまをしてくると組合所属による虐待としか言いようがない。

会 地労委命令がでていいることは知っている。

昇進試験差別でも矛盾か噴出！

組 昇進試験の問題もそうだ。

東労組だけが合格するという状態のなかで、主任職など極めていびつな状態になっている。就業規則上の主任職の位置づけで言えば、指導的な立場にたつというのであり、それならば、各区に一定の割合で主任職がいなければならぬはずだが、現実には、東労組の多い職場は異常に主任職の人数が多い一方、館山や木更津、千葉転など動労千葉が多い職場は主任職がほとんど居ないという状態だ。この現実をどう説明するのか。

会 確かに、これから主任職が増えて行くだろうということはある、…

組 そんなことを言っているのではない！組合所属による明確な差別があり、そのために会社としてのあり方まで歪んでしまっているということだ

会 ……

組 現場では、今回の事前通知について、京東もよまじ

の主任職がこんなに異動になるのは初めてだが、千葉転などに指導操縦者・主任職がないためだと言われている。職場の矛盾はどうしようもない所まできているということだ。

会 ……

組 二八日に支社にも争議行為の通知をしたとおり、われわれは、この間の事態については重大な決意をもって望んでおり、支社の対応によってはいつでもストライキに起つ決意である。